

監事監査報告書

令和5年5月25日

学校法人和歌山信愛女学院

理事会

御中

評議員会

学校法人和歌山信愛女学院

監事 和田 裕充 

監事 平 平昭 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人和歌山信愛女学院寄附行為第14条の規定に基づいて、学校法人和歌山信愛女学院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事からの業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人和歌山信愛女学院の業務及び財産の状況は適切であり、不正行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないものと認めます。